

第2部

廃棄物対策の改革

1. 廃棄物処理法改正の系譜
2. 容器包装、家電、自動車リサイクルの系譜
3. 建設廃棄物、食品廃棄物等のリサイクル法制
4. PCB廃棄物処理、アスベスト廃棄物対策
5. 廃棄物の輸出入管理
6. 不法投棄対策

第2部 廃棄物対策の改革

1. 廃棄物処理法 改正の系譜

廃棄物処理法の改正の経緯

昭和 4 5 年 廃棄物処理法

昭和 5 1 年 最初の改正

平成 3 年 大改正

平成 9 年 2 度目の大改正

平成 1 2 年 3 度目の大改正

平成 1 5 , 1 6 , 1 7 年改正

: 平成 1 2 年改正を補完する改正

平成 1 8 年 アスベスト関連の改正

廃棄物処理法制の改正等の系譜(3年改正、9年改正、12年改正)

	3R対策	産業廃棄物対策	一般廃棄物対策
3年改正	◆排出抑制、再生を法目的に	■産業廃棄物管理票 ■業許可更新制	●適正処理困難物指定制度
容器包装リサイクル法(H7)	◆ごみ減量と再生資源利用	■施設許可制 ■廃棄物処理センター ■措置命令要件緩和	●生産者に再商品化義務 ●市町村の分別基準
9年改正	◆再生利用認定制度創設	■管理票を全産廃に拡大 ■施設許可手続き拡充 ■措置命令対象者拡大	
家電リサイクル法(H10)	◆粗大ごみ減量と再生資源利用	■原状回復制度 ■不法投棄罪罰則1億円	●生産者の引取、再商品化義務
12年改正	◆減量目標など国の基本方針	■管理票を最終処分まで ■暴力団排除徹底 ■注意義務違反の排出事業者への措置命令 ■不法投棄罪懲役5年	
関係法制度(H11~15)	□循環基本法、建設リサイクル法等	□特定産廃支障除去特措法、PCB特措法	□ダイオキシン特措法、資源リサイクル法

平成3年改正

法目的に発生抑制、再生を明記
収集運搬業と処分業の区分
委託基準の強化（書面による契約等）
施設設置について届出制 許可制
特別管理廃棄物制度の創設
特別管理産業廃棄物について、マニフェストの
使用を義務づけ
廃棄物処理センター制度の創設
措置命令の発動要件の拡大（重大な支障 支
障）
不法投棄罪の罰則強化（30万円・懲役6月
50万円・懲役6月）

平成9年改正

業の許可の欠格要件を強化（暴力団、黒幕等）

施設設置手続の追加（生活アセス、公告縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取等）

最終処分場の維持管理積立金制度の創設（平成10年6月以降に埋立処分が開始されたもの）

すべての産業廃棄物について、マニフェストの使用を義務づけ

電子マニフェスト制度の創設

再生利用認定制度の創設（大臣の認定により自治体の業・施設の許可不要）

措置命令の発動要件の拡大（マニフェスト交付者違反等）

原状回復基金制度の創設

不法投棄罪の罰則強化（50万円・懲役6月 1000万円・懲役3年・法人重課1億円）

平成12年改正

排出事業者処理責任の徹底（最終処分までの注意義務）

マニフェストにより最終処分（再生を含む）がなされたことまで確認することを義務付け

不適正処理による生活環境保全上の支障の除去等に係る措置命令の対象者を大幅に拡大（一定の要件に該当する排出事業者、廃掃法違反行為に係る関与者等）

許可の欠格要件に暴力団関係者、暴力団によって支配されている法人を追加

施設許可要件に人的要件を追加

施設許可の取消要件に業許可と同様に廃掃法違反等を追加

施設の譲受け等に係る許可制の創設

不法焼却の禁止

不法投棄罪の罰則強化（1000万円・懲役3年・法人重課1億円 1000万円・懲役5年・法人重課1億円）

マニフェスト不交付等に係る罰則を創設（50万円）、マニフェスト義務違反に係る罰則強化（30万円 50万円）

平成15年改正

廃棄物の疑いのあるものの処理について立入検査・報告徴収権限の拡充

産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設

許可の欠格要件に聴聞通知後に廃止の届出をした者を追加

特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化

広域処理認定制度の創設（製造者等が広域的に回収、処理する場合、大臣の認定により自治体の業の許可を不要）。

処理施設の乗り入れ（産廃と同様の性状を有する一廃を処理する産廃処理施設について、届出により一廃処理施設の許可を不要）

不法投棄及び不法焼却の未遂罪（1000万円・懲役5年）を創設

平成16年改正

産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時の国の関係都道府県への指示権限の創設

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止

処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出等の制度の新設

構造上は適正であるが管理者が不在となった施設が新たな設置許可を取得する際の生活環境影響調査書の提出及び公告縦覧の省略

不法投棄及び不法焼却目的の収集運搬に対する罰則の創設（300万円・懲役3年）

不法焼却・受託禁止の罰則強化（300万円・懲役3年、1000万円・懲役5年、不法焼却については法人重課1億円）

平成17年改正

自治体の事務分担の見直し（保健所設置市 政令で指定する市）

産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け

マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入

不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加
欠格要件に該当した許可業者・施設設置者についての届出の義務付け

維持管理積立金制度の対象を全ての安定型・管理型処分場に拡大

無許可営業・事業範囲変更について法人重課の創設（1億円）

無確認輸出について未遂罪（1000万円・懲役5年）、予備罪（200万円・懲役2年）を創設

マニフェスト義務違反の罰則を強化（50万円 50万円⁹・懲役6月）

第2部 廃棄物対策の改革

2. 容器包装、家電、 自動車リサイクルの系譜

我が国における E P R 法制の歩み

平成 3 年 廃棄物処理法改正
事業者の協力に関する規定の制定

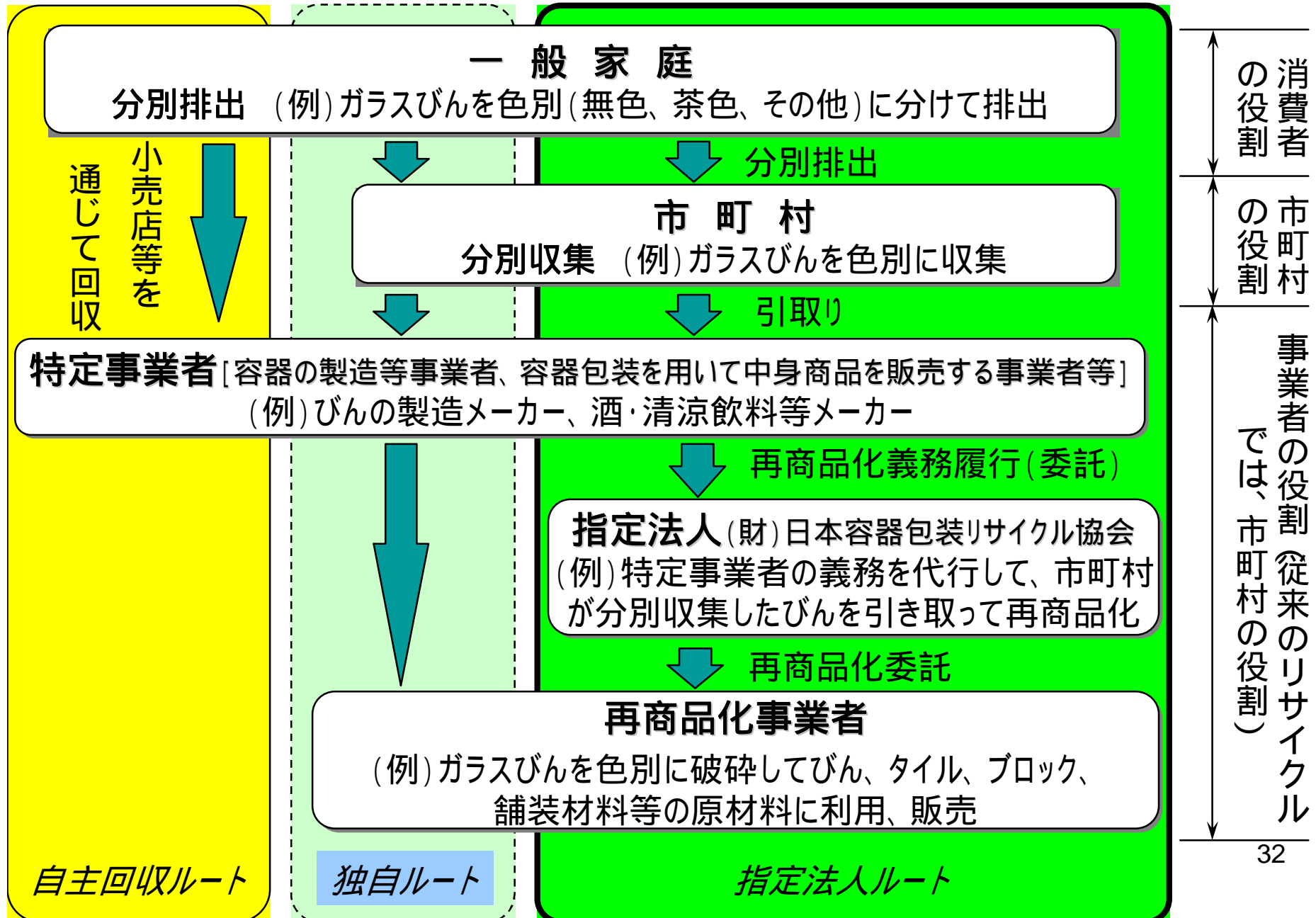
平成 7 年 容器包装リサイクル法制定

平成10年 家電リサイクル法制定

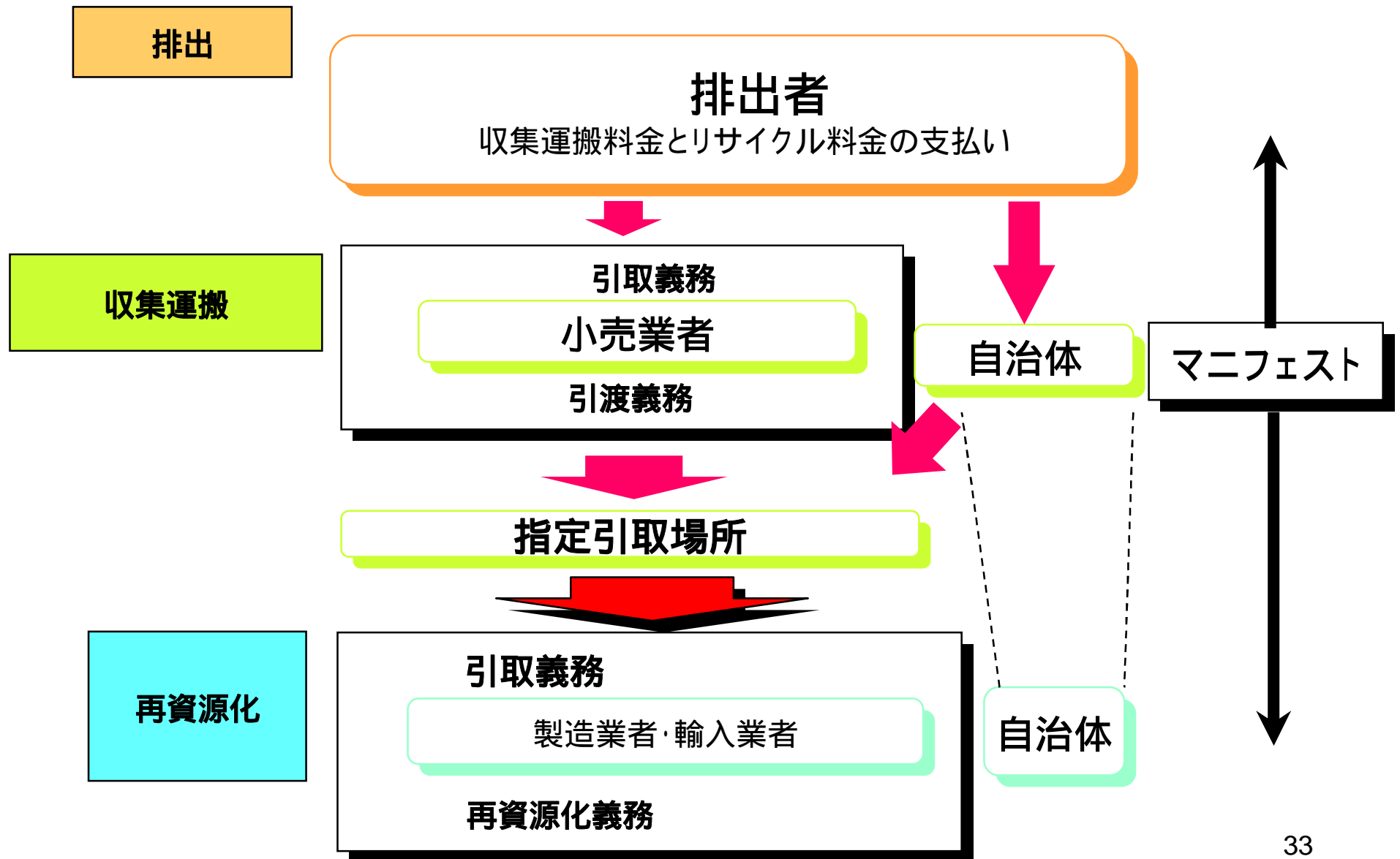
平成12年 循環型社会形成推進基本法制定

平成14年 自動車リサイクル法制定

容器包装リサイクル法の仕組み



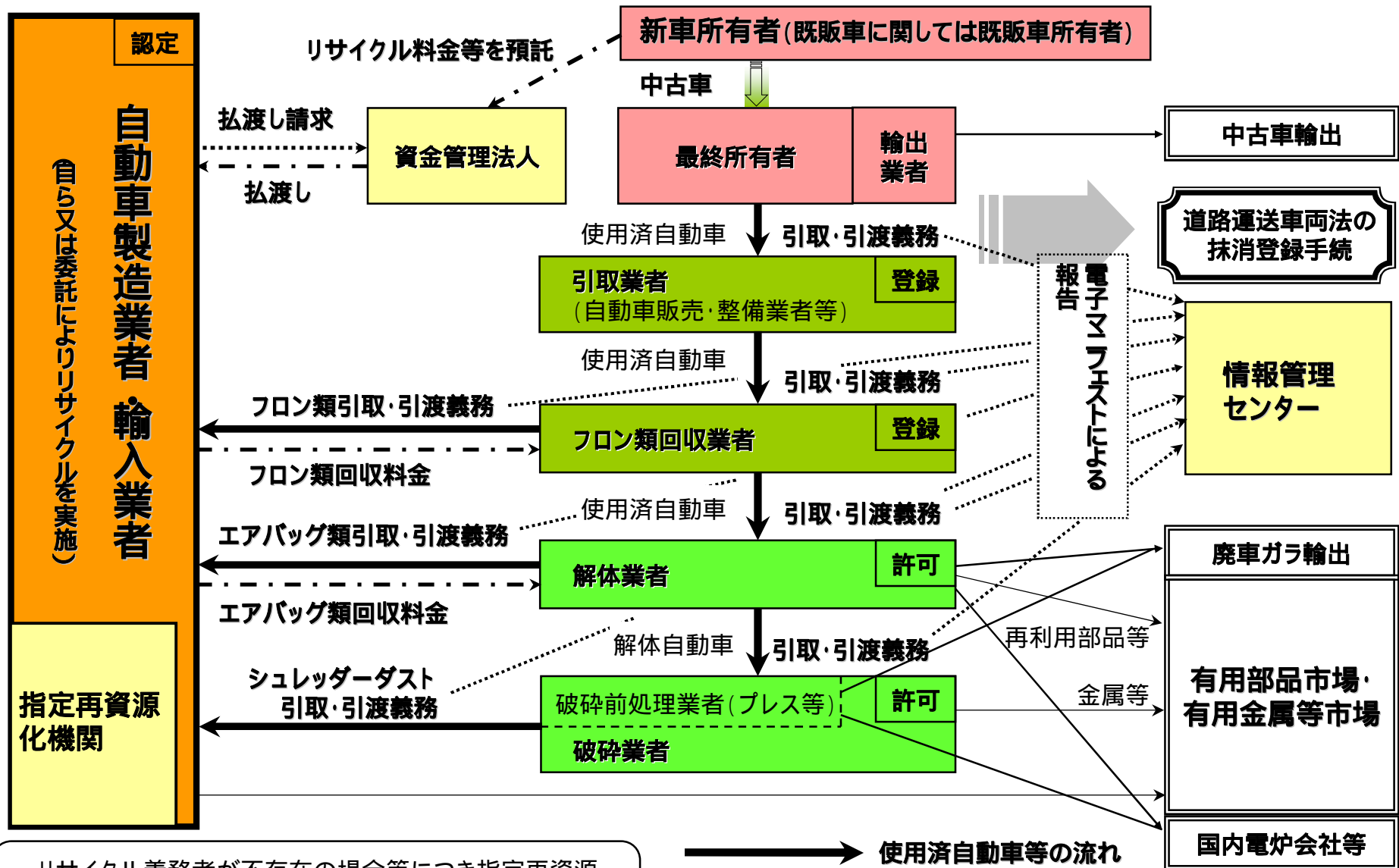
家電リサイクル法の仕組み



家電リサイクル法再資源化実績

	回収量（千台）	再資源化率
エアコン	1,814	82%
テレビ	3,786	81%
冷蔵庫	2,801	64%
洗濯機	2,813	68%

自動車リサイクル法の仕組み



リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター)が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

—————→ 使用済自動車等の流れ
 - - - - - → 金の流れ
 → 情報の流れ

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・ 容器包装廃棄物に係る効果的な3Rの推進
- ・ リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

質の高い分別収集・
再商品化の推進

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者間の
公平性の確保

再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

容器包装廃棄物の
円滑な再商品化

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

第2部

廃棄物対策の改革

3. 建設廃棄物、食品廃棄物等のリサイクル法制

食品リサイクル法の成り立ちと現状

食品の売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物等は、一般廃棄物で見るとその排出量の約3割を占めるが、再生利用率は食品廃棄物全体で約2割にとどまっていた。

これら食品廃棄物等の排出の抑制等を図るため、食品リサイクル法が平成12年6月に制定され、平成13年5月に施行された。

食品リサイクル法において、食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び減量化を含む。）の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目標としている。（既に上回っている事業者は現状の維持向上）

食品循環資源の再生利用等の実施率（平成16年度）

食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	食品産業計
72%	41%	28%	17%	45%

食品リサイクル法は、法律の施行後5年（平成18年5月）を経過した場合において、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

建設リサイクル法の成り立ちと現状

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割、最終処分量の約3割（平成12年度）、不法投棄量の約7割（平成13年度）を占める等、環境に大きな負荷を与えていた。また、昭和40年代の建築物が更新期を迎え、今後建設廃棄物の排出量は増大することが予測されていた。

これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、建設リサイクル法が平成12年5月に制定され、平成14年5月に完全施行された。

建設リサイクル法において、一定規模以上の建設工事の受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け、特定建設資材廃棄物（下記3品目）の平成22年度の再資源化等率を95%とすることを目標としている。

特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施率（平成14年度）

アスファルト・ コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材	建設廃棄物全体 (建設汚泥を含む。)
99%	98%	89% (うち縮減28%)	92% (うち縮減5%)

建設リサイクル法は、法律の施行後5年（平成19年5月）を経過した場合において、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

第2部

廃棄物対策の改革

4. PCB 廃棄物処理、 アスベスト廃棄物対策

PCB問題の経緯

- 1929年（昭和 4） 米国スワン社（後にモンサント社に合併）生産開始
- 1954年（昭和29） 国内生産開始（鐘淵化学工業、1969年に三菱モンサント）
- 1968年（昭和43） **カネミ油症**事件発生、PCBの毒性が社会問題化
- 1972年（昭和47） 行政指導（通産省）により製造中止、回収等の指示（保管の義務）
日本国内での使用量は累計で約5万4千トン。
- 1974年（昭和49） 化学物質の審査及び製造に関する法律制定・施行
（製造・輸入・使用の原則禁止）
- 1976年（昭和51） 廃棄物処理法の処理基準として高温焼却法を規定
- 1987年～89年 **鐘淵化学工業高砂工場において液状PCB約5,500トン**を高温焼却
（昭和62～平成1）
- 1992年（平成 4） 廃棄物処理法により特別管理廃棄物として指定
- 1998年（平成10） 廃棄物処理法の処理基準に化学分解法を追加（その後、順次追加）
- 2001年（平成13） **残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）**
採択
- 2001年（平成13） **PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定**
（7月15日施行）、環境事業団法の一部改正
- 2003年（平成15） PCB廃棄物処理基本計画の告示
- 2004年（平成16） 日本環境安全事業株式会社発足
- 2004年（平成16） 北九州PCB処理施設において処理開始（12月）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の早期処理の実現に向けて

ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染の進行

- ・ 難分解で環境に蓄積する有害物質
- ・ ダイオキシン類であるコプラナーPCBを含有
- ・ 魚介類の汚染を通じた人への健康影響の懸念

長期保管による紛失発生

- ・ 最大30年間の保管
- ・ 耐用年数（30年）の到来により数年で保管に移行
- ・ 全体（高圧トランス、コンデンサ）39万台
 - 紛失不明 1.1万台
 - 未報告 1.5万台

国際的にも取組みが必要

- ・ 先進国の中でも処理が進んでいない日本（EUは2010年に処理を完了）
- ・ POPs条約案（01年5月採択）による国際的取組みの促進

ポリ塩化ビフェニル使用トランス、コンデンサの多くは中小企業が保有（全体の推定6割）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理体制を構築するための法制化が必要

保管・処理状況の届出の義務づけ
一定期間内処分の義務づけ
国による広域的な処理体制の確保
費用負担能力の小さい中小企業の処理の円滑な推進のための助成等の基金

早期処理の推進のため、地方自治体と連携した国による体制整備が必要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進特別措置法、環境事業団法の一部改正

P C B 廃棄物の処理の推進

平成 1 3 年に P C B 特措法を制定し、平成 2 8 年までに P C B 廃棄物を処理

P C B を使用した高压トランス等

- ・ 日本環境安全事業が全国 5 力所に処理施設を整備し処理を推進

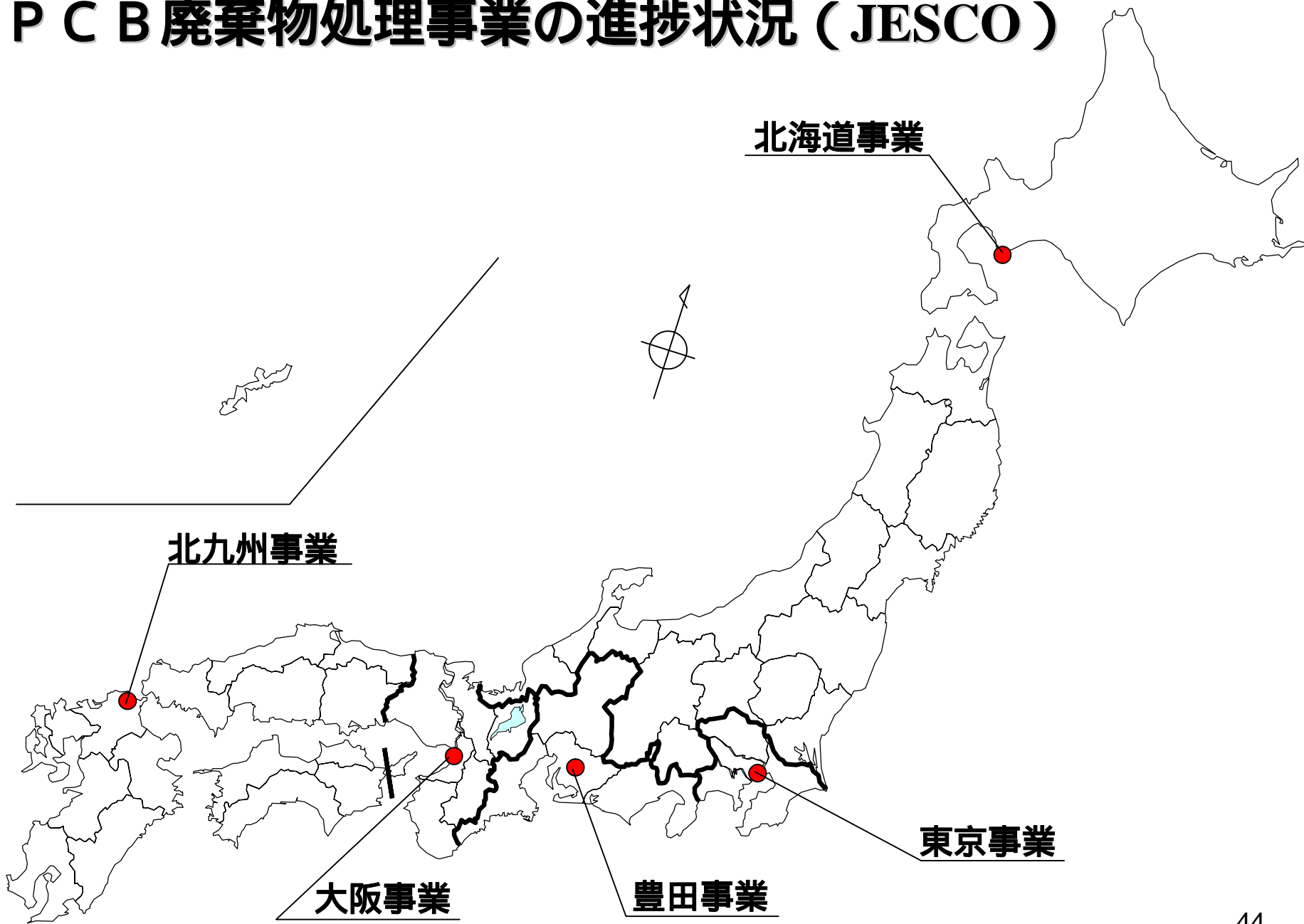
安定器、汚泥等汚染物等

- ・ 多様な性状、形状のものを効率的に処理できる技術が開発されたことを踏まえ、処理体制の整備に着手

低濃度 P C B 汚染物

- ・ P C B を使用していないトランス等に微量の P C B が混入しているもののうち、従来から P C B 廃棄物として認識されていた本州の 6 電力会社が保管等している柱上トランスについては、処理が進展
- ・ 平成 1 4 年 7 月にその存在が判明した、再生油使用柱上トランス以外の低濃度 P C B 汚染物については、処理体制の整備が課題。

P C B 廃棄物処理事業の進捗状況 (JESCO)



アスベスト廃棄物の 無害化処理認定制度の創設（廃棄物処理法改正）

背景

住民不安を背景とした処分場での受入忌避、料金高騰により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*を確保。

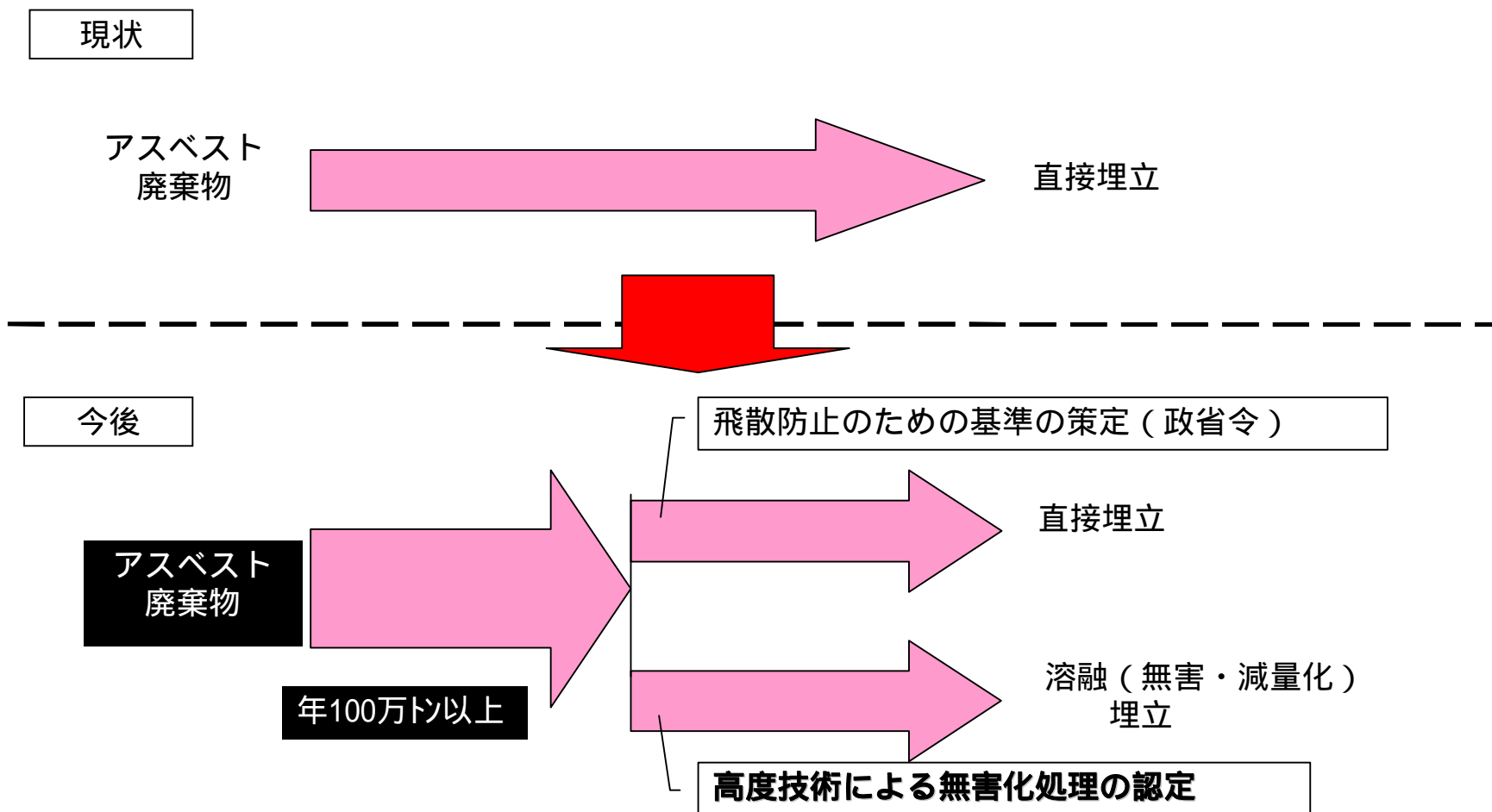
* 既存の溶融炉等の民間施設を活用することに主眼。

概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。

* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。45

無害化処理認定制度による処理ルートへの拡大



今後の予定

- 無害化処理認定制度の創設を含む廃棄物処理法改正法は、2月10日に公布。
- 公布後、6か月以内に施行。
- それまでの間に、認定の要件等について政省令を整備。
- 併せて、処理基準等の強化を図る。

その他関連する改正

大気汚染防止法

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

地方財政法

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

建築基準法

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

アスベスト廃棄物に関する規制等の現状

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、
がれき、コンクリートくず、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類のほか、政令で定めるもの

特別管理産業廃棄物

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材等

(飛散性のもの)

厳しい処理基準
(廃棄物処理法施行令等)

収集における梱包等
処分における溶融処理
又は耐水性材料での二重梱包等

〔ストック量数十万トン
1.8万t/年発生〕

通常の産業廃棄物

石綿スレート等の外装材、床タイル等

(非飛散性のもの)

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

(H17年3月30日通知)

他の廃棄物との分別
散水等の飛散防止措置
極力、破碎を行わない

内容については、政令で処理基準化することを検討中

〔ストック量約4000万トン
100万t/年以上発生〕

一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

通常の一般廃棄物

(特別管理一般廃棄物ではない。)

アイロン、トースター、ドライヤーなど、アスベストを含む家庭用品が廃棄物となったもの

(ほとんどが非飛散性のもの)

飛散性のおそれがあるものは東京五輪の頃に販売された火鉢付属の石綿灰【古い製品であり、ごくまれ】

アスベスト含有家庭用品処理の際の留意事項 (H17年9月13日通知)

他のごみと区別して住民に排出してもらう
極力、運搬や中間処理で破碎を行わない
散水、速やかな覆土の実施による飛散防止に留意した最終処分

〔602種類の製品〕

アスベスト廃棄物適正処理対策の強化案

	特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)	一般廃棄物 (家電製品等)
飛散防止の徹底	・特管物の対象範囲 明確化(断熱材等) <政省令>	・処理基準の強化(区分 し破砕の基準等を設定) <政省令>	・適切な処理方法の徹 底 <指針(又は政省令)>
円滑な処理の促進	・高度技術による無害化処理認定制度の創設		<法>(民間施設)
			・循環交付金による施設 整備支援 <予算>(公共施設)
	・無害化処理の技術開発への支援<予算>		
情報伝達の確保、 処理状況の把握	(既にマニフェスト 等への記載により情 報伝達)	・マニフェスト・委託契 約書への記載義務づけ <省令>	(既に市町村の処理責 任の下で完結)
(参考) 廃棄物処理施設の アスベスト対策	・大気汚染防止法、労働安全衛生法の規制に加え、 改修・解体時の飛散防止対策の指針策定		

第2部 廃棄物対策の改革

5. 廃棄物の輸出入管理

廃棄物等の輸出入管理

バーゼル条約 / バーゼル法に基づく輸出入規制

(1) 背景・目的

1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物越境移動の国際的なルールとして1989年に条約として採択、1992年に発効。有害廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護。

(2) 概要

- ・ 有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・ 非締約国との有害廃棄物の輸出入の禁止
- ・ 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務
- ・ 有害廃棄物の移動に対する移動書類の携帯義務等

バーゼル法の規制対象 (法 § 2-1^注)

条約附属書 (埋立、焼却等のDリストと金属回収等のRリストがある)
に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物

告示別表第1 (非対象リスト)
鉄くず、繊維くず等
53種類

(告示: 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
関する法律第2条第1項第1号イに規定
する物」(平10環・厚・通告1))

非該当

告示別表第3
鉛、ヒ素、
ダイオキシン類等を
一定以上含むもの等

非該当

告示別表第2
(対象リスト)
めっき汚泥、鉛蓄電池、
PCB等 59種類

該当

非該当

該当

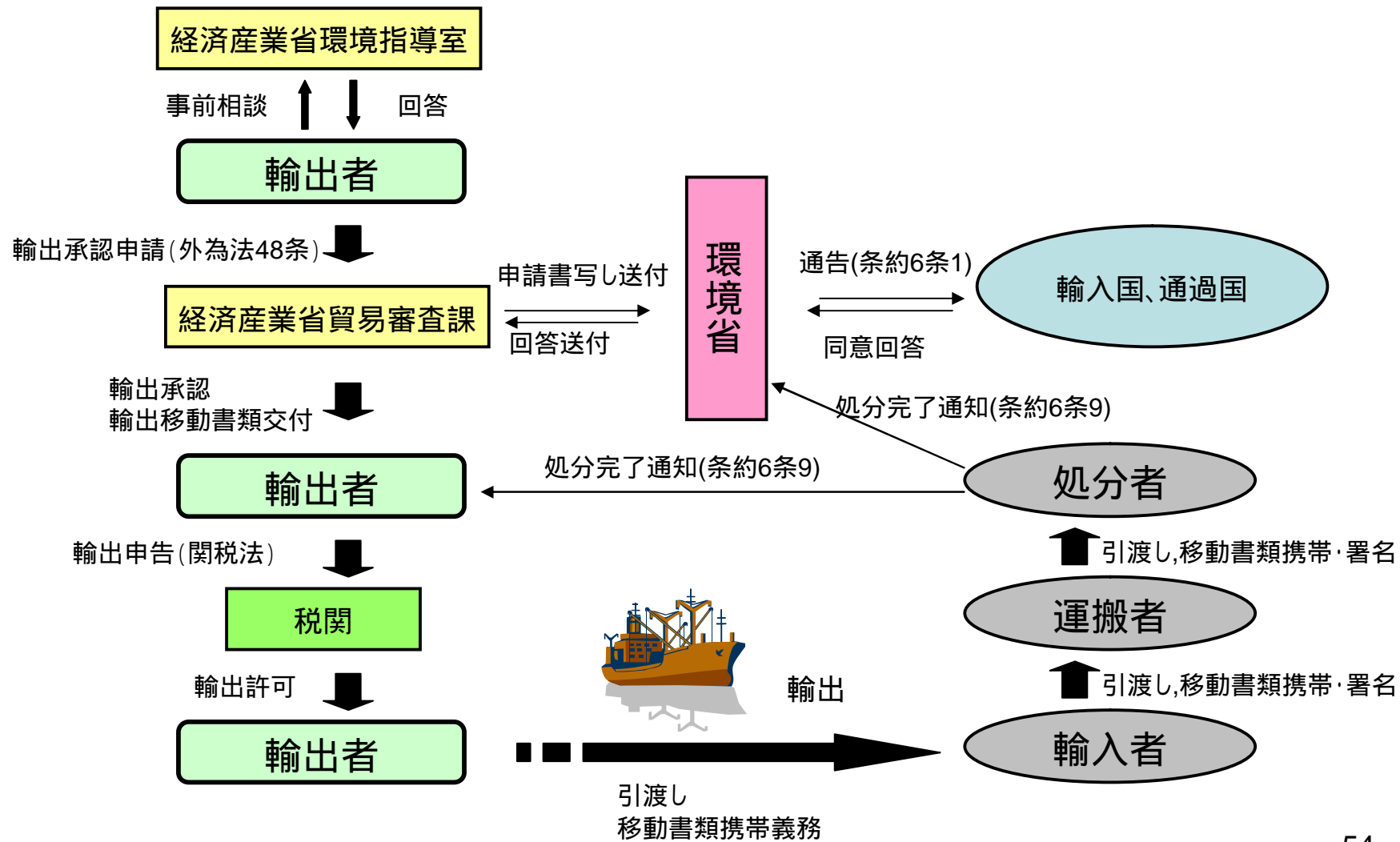
該当

規制対象外

規制対象 (特定有害廃棄物等)

注) これ以外に、条約附属書 に掲げる物(家庭系廃棄物)及び他の締約国から規制対象を
定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当する。
また、OECD国との取引については、OECD理事会決定で別途規制対象物が定められている。

バーゼル規制対象物輸出手続きの流れ



廃棄物処理法に基づく輸出入規制

- 国内処理の原則
- 輸入に関する許可と輸出に関する確認
(環境大臣の確認の基準)
 - 国内で適正に処理できない
 - 輸出先で確実に再生利用(施行規則第6条の25)
 - 国内の基準を下回らない
 - 法的な処理責任を持つ者のみが申請(施行規則第6条の26)
- 報告聴取等

バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象

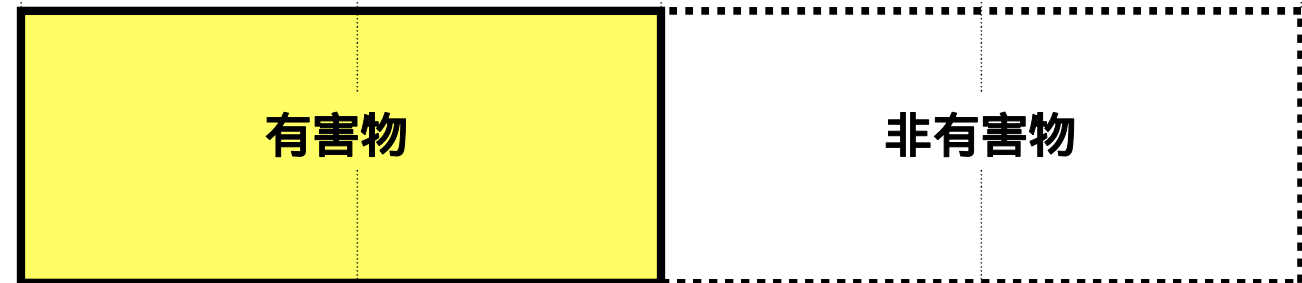
廃棄物処理法の 規制対象物

- ・環境大臣による輸出の確認、輸入の許可



バーゼル法の 規制対象物

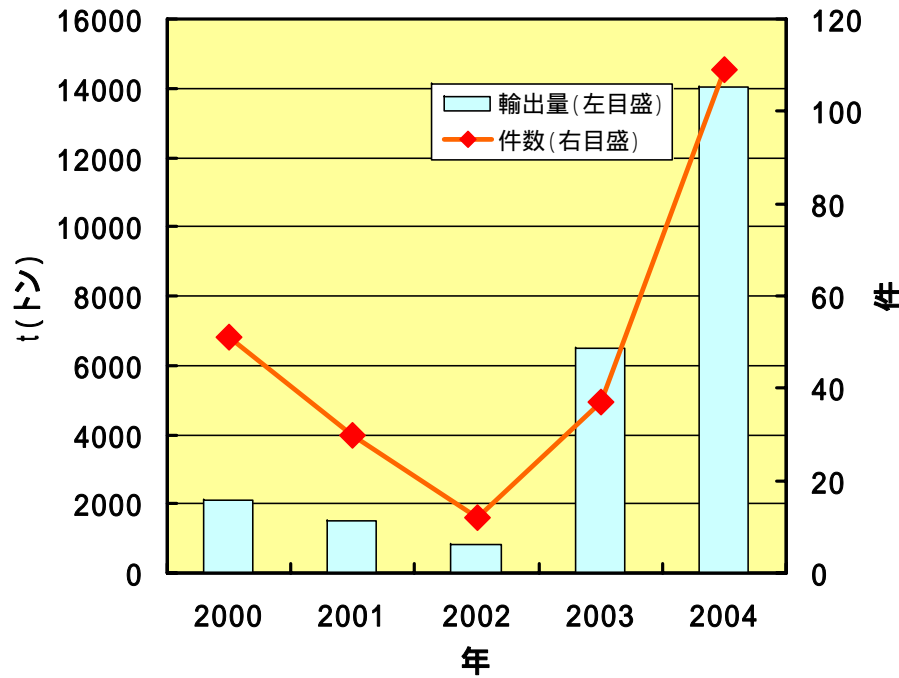
- ・経済産業大臣による輸出入の承認
- ・環境大臣による相手国への事前通告



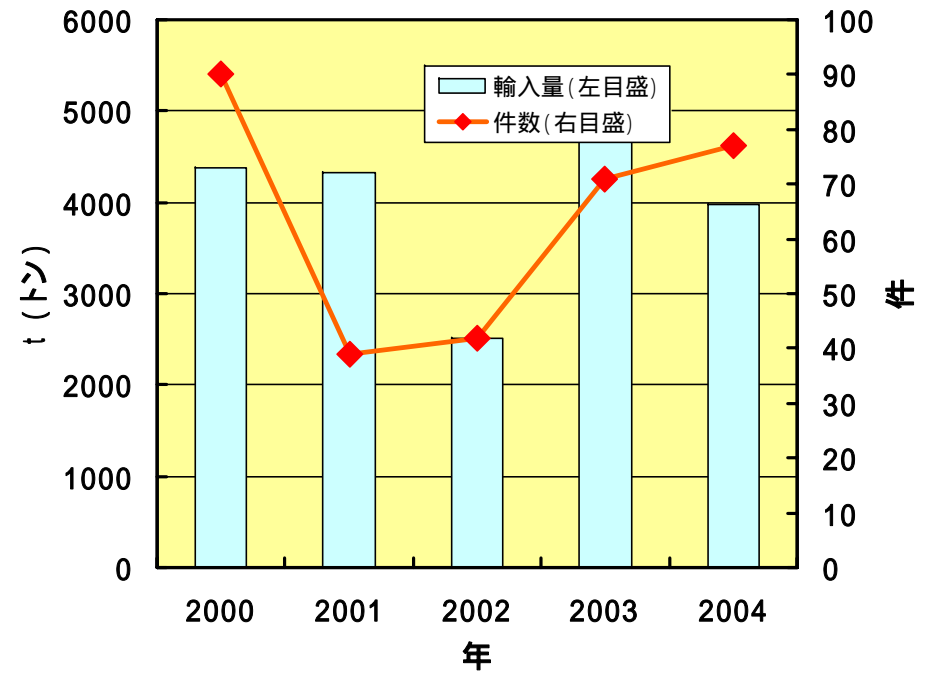
バーゼル対象貨物の輸出入承認の実績

バーゼルの規制対象の輸出承認実績は、過去3年間で急増している。

輸出の推移（移動書類交付数及び輸出量）



輸入の推移（移動書類交付数及び輸入量）



中央環境審議会専門委員会の議論 —循環資源の輸出入の円滑化の検討—

輸出

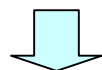
背景：循環資源の需要、リサイクルコスト等の条件の違いにより、我が国ではリサイクル困難なものが、他国においてリサイクル可能な場合があるのではないかと。



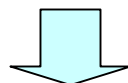
適正処理の担保を前提に、再生利用目的の循環資源の輸出の円滑化を検討

輸入

背景：途上国では適正処理が困難な有害物質を含む循環資源について、我が国では高度な処理・資源回収が可能な場合がある。



我が国への受入により、国際的な3Rの推進、途上国における環境負荷の低減を行うとともに、稀少資源の確保等に貢献が可能。

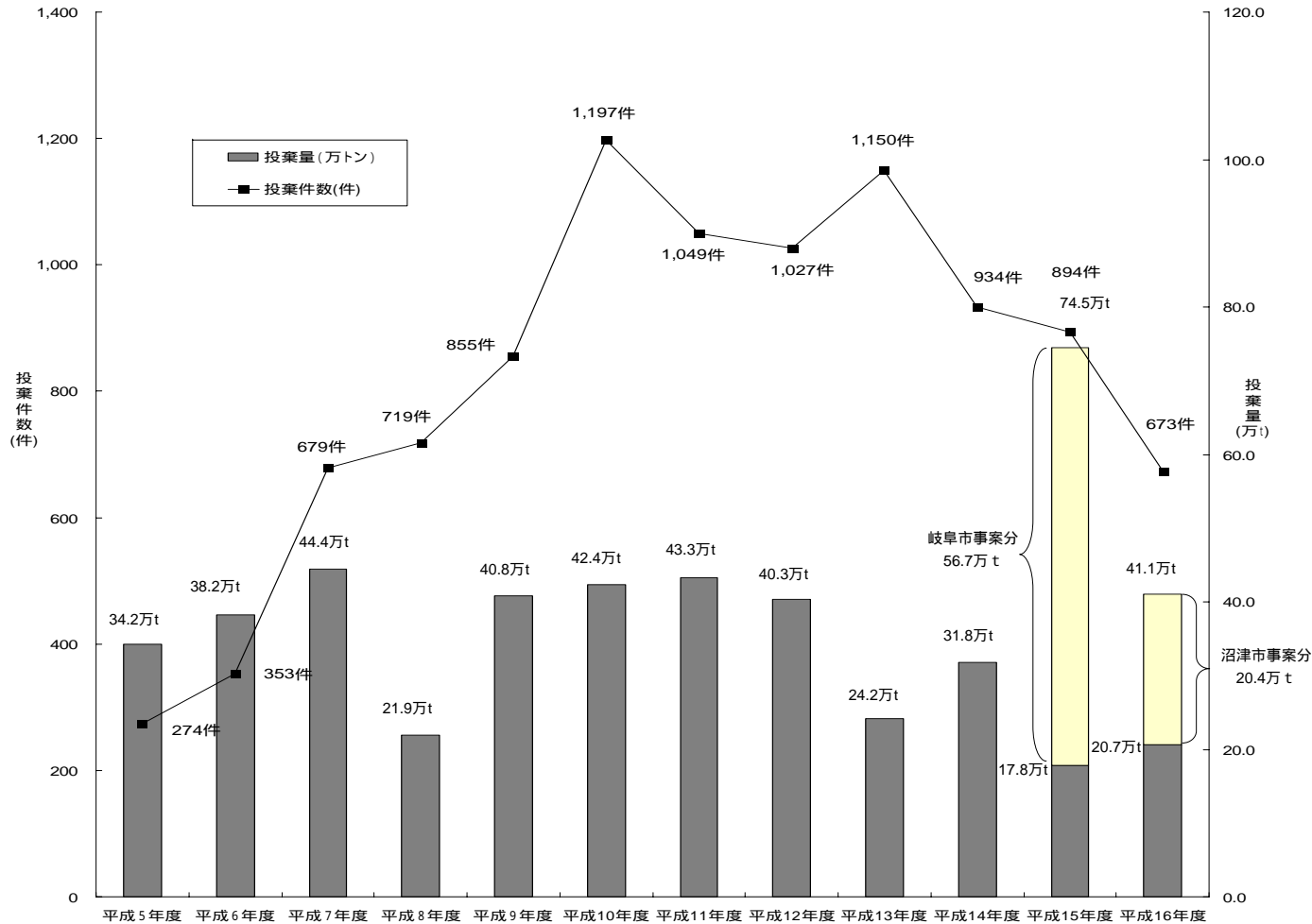


我が国の高度な処理技術の活用を図る観点から、循環資源の輸入の円滑化を検討

第2部 廃棄物対策の改革

6. 不法投棄対策

不法投棄件数及び投棄量の推移



岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不適正処分はそれ以前より数年にわたって行われていた。

不法投棄対策の体系

未然防止

排出事業者責任の強化

産業廃棄物管理票制度、委託基準、措置命令、代執行費用の求償

処理業者の優良化・監視強化

業許可制度、優良性評価、車両ステッカー、行政処分

処理ルート確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、都道府県・市町村による処理

監視・パトロール

立入検査、報告徴収、パトロール事業

原状回復

措置命令

投棄者、原因者、注意義務違反の排出事業者

代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合に代執行(行政代執行法の特例)

適正処理推進センターの支援

3 / 4補助率

産業廃棄物の不適正処分に起因する支障の除去等に係る制度について

1. 産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等は、原因者*により行われるのが原則。

* 処分者、委託基準等の法令違反の排出事業者、不法投棄を知りつつ土地を提供した土地所有者、注意義務違反の排出事業者等

具体例：青森・岩手県境事案では、岩手県は法令違反の排出事業者に支障除去を命令し、実施させている。

2. 都道府県等が行政代執行した場合、費用は原因者に求償。

具体例： 青森・岩手県境事案では、青森県は法令違反の排出事業者に費用の納付命令を発出している。 福井県敦賀市の事案では、福井県は注意義務違反の排出事業者に費用の納付命令を発出している。

3. 原因者が不明な場合又は資力がない場合には、産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援があるが、原因者からの弁償分は基金へ返還。

原状回復のフロー

不法投棄等の不適正処分

生活環境の保全上の支障
又は支障が生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令
(支障の除去等を命令)

原因者による支障の除去等

(原因者による支障の除去等がなされない場合)

都道府県等による行政代執行
(知事等の裁量。費用は原因者に求償)

(都道府県等が要した費用について支援)

国と産業界で
基金を造成

産業廃棄物適正処理推進センター基金(産業
廃棄物適正処理推進基金)による財政支援⁶³

(平成10年6月以降のもの)

大規模不法投棄事案の対策の事例

香川県豊島事案

豊島に中間保管・梱包施設等、隣の直島に中間処理施設(溶融炉100t/日×2基)を整備。

産業廃棄物等約56万m³を豊島から直島へ海上輸送の上、中間処理施設で溶融処理。発生する溶融スラグは、コンクリート骨材等として再利用。

撤去量 50,933 トン (平成18年2月28日現在)

青森・岩手県境事案

青森県 掘削・選別の後、溶融施設及びセメント会社に搬入
廃棄物投棄量 約67万m³ 撤去量 48,862トン
(平成18年3月10日現在)

岩手県 掘削・選別の後、セメント会社へ搬入
廃棄物投棄量 約21万m³ 撤去量 43,195トン
(平成18年3月10日現在)

不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
環境省廃棄物・リサイクル対策部

1. 不法投棄の現状

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万t前後(1,000件前後)**を推移

不法投棄の件数及び投棄量

- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、
原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する
等、**社会的な影響**も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止を図ることが不可欠**。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。**」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

地域における意識の向上

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

廃棄物処理体制の強化

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分 of 徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

制度を支える人材の育成

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

優良処理業者の育成や行政における体制整備